

若桜町監査告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年4月28日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年4月25日（月）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ・役場組織図と事務分掌表について
 - ・所管の事務事業について
 - ・その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的な組織運営がなされているか。
(2) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果 ホームページの運用について、更新の遅れが見受けられる。総括的に随時チェックする体制を整備されたい。

以上